

建福共第 7-106 号

令和 7 年 12 月 8 日

全 国 建 設 業 協 会
都道府県建設業協会

会 長 各 位

公益財団法人 建設業福祉共済団
理 事 長 茂 木 繁



保 険 金 区 分 の 新 設 に つ い て

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

建設共済保険の普及促進にかねてよりご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきましては、令和 7 年 10 月 22 日付で厚生労働省、同月 30 日付で国土交通省からそれぞれ大臣の認可を得て、令和 8 年 4 月 1 日より保険金区分 6,000 万円、同 7,000 万円の 2 区分を新設する運びとなりました。

今般の保険金区分の新設は、別添の関係資料で整理しておりますとおり、企業と被災者との示談金等の水準が令和に入って急伸していることを背景に、保険の役割である安心をお届けすべく、極力当団の保険で補償額が賄えるよう最高額を引き上げることとしたものです。7,000 万円を上回る支払いを一企業が負担する事例も現に散見されるところですが、当団が毎年度実態調査を行っていく中で、周辺の趨勢も勘案しつつ、適切に対処していきたいと考えております。

なお、一挙に 7,000 万円まで増額する場合以外に、6,000 万円や 7,000 万円を目指して 1,000 万円ずつ増額していく方法もありますので、その場合は直ちに増額に着手いただけることになります。また、ご契約者の皆様には、保険金区分の新設について来月にも一斉にご案内して参りますが、現在ご加入の保険金区分を見直す良い機会としていただき、万一の際に十分な補償が得られるよう、保険金区分の増額勧奨にも努めて参りたいと考えております。

今後とも、当団は「安い掛金で手厚い補償」と「ご契約者と業界の発展のために」をモットーに、建設共済保険の普及促進に邁進して参りますので、引き続きのご支援、ご協力を切に賜りますようお願い申し上げます。

変 更 理 由 書

保険金区分を新設する理由について

平成 26 年度から令和 5 年度までの 10 年間に当団が契約者に支払った保険金(毎年度 70 件前後)に関して、示談金等の実態調査を行った結果、契約者が関係した事故において被災者に 5,000 万円以上支払われた事例 54 件中、契約者が負担した最高額は令和 2 年度の 1 億 3,769 万円で、以下 1 億 1,700 万円、8,200 万円(平成)、7,000 万円(平成)、6,000 万円が 2 件、5,850 万円、5,500 万円と続き、5,000 万円以上が 11 件(そのうち 8 件は令和になってから)であり、契約者以外の元請と下請の間で 5,000 万円以上負担した事例も 9 件(そのうち 8 件は令和になってからで、5 件は 7,000 万円の負担)となっており、示談金等の水準は合計額でも 1 社の負担額でも、5,000 万円台から 6,000 万円台、さらには 7,000 万円台からそれ以上と令和に入ると急伸しています。また、同じ労災上乗せを行う団体の補償額の最高が 7,200 万円に設定されていることからしても、5,000 万円では補償額が足りない現実が裏付けられていると思われます。

いざという時に補償額が足りずに役に立たない保険では意味がなく、保険の役割である安心を届けることもできないこと、またいくら掛金が安いことで公益性が認められていても肝心の補償額が不足して結局は他の保険にも加入せざるを得ないようでは公益性を十分に果たしているとは言い難いこと、さらには公共工事の設計労務単価は 13 年連続して上昇し、労働者が受け取るべき平均賃金も全職種の加重平均で平成 25 年当時 15,175 円だったものが令和 7 年は 24,852 円と 1.6 倍の水準に及んでおり、賃金をベースに示談が行われる以上示談金の支払も高騰し、一企業の負担額も 6,000 万円や 7,000 万円が頻発していることから、こうした状況を踏まえて保険数理上保険金区分の最高額を 6,000 万円ないしは 7,000 万円に引き上げるのは妥当か検証して頂いたが、引上げは適当であるとの結果が得られたところであるので、肝心の補償額が足りずに結果として現契約なしといった当団の保険に見切りをつけたとみられる残念なケースや、契約者が足りない補償額分の資金繰りに苦勞する事態を可能な限り防止すべく、極力当団の保険で補償額が賄えるよう、来年度からの実施に向けて保険金区分 6,000 万円と 7,000 万円の新設を行うこととするものです。

なお、令和元年度以降に支払われた保険金 357 件において、契約者が被災者に 1 億円以上支払った 2 件を除けば、契約者以外の元請・下請企業が負担したものを含めて 7,000 万円以内におさまっています。

認可申請日：令和 7 年 10 月 2 日

承認日：令和 7 年 10 月 22 日 (厚生労働省)

令和 7 年 10 月 30 日 (国土交通省)

施行日：令和 8 年 4 月 1 日

契約者が関係した事故において被災者に5,000万円以上支払われた事例（24件）
(H26年度～H30年度)

H26～H30年度までの5年間に当団が契約者に支払った373件の事案のうち、契約者が負担した最高額はH27年度の8,200万円で、**契約者が5,000万円以上負担した事例は3件**あるが、元請と下請の間で**契約者以外が5,000万円以上負担した事例も1件**ある。

また、24件中、事故後に保険金区分を見直して増額した契約者が9社、そのうち最高額の5,000万円に増額した契約者が8社ある一方で現契約なしが4社となっている。

番号	年齢	ブロック	状態	完成工事高	加入 保険金区分	直近契約の 保険金区分	被災者への 支払い時期	契約者 支払額	示談金 合計額	契約者以外の 元下の負担額 (4,000万円以上)	
1	41 歳	東北	障害1級	35-50億円	2,000万円	現契約なし	H28.3	4,800万円	12,000万円		
2	28 歳	中国	傷病1級	50-65億円	3,000万円	3,000万円	H27.7	8,200万円	8,500万円		
3	44 歳	九州	死亡	2-5億円	4,000万円	★5,000万円	H31.2	4,000万円	7,800万円		
4	50 歳	東北	死亡	10-20億円	2,000万円	★5,000万円	H26.6	2,000万円	7,558万円	元請	5,277万円
5	56 歳	九州	障害1級	100-250億円	3,000万円	3,000万円	H28.3	4,600万円	7,200万円		
6	44 歳	東北	死亡	65-80億円	4,000万円	★5,000万円	H31.3	1,000万円	7,000万円		
7	53 歳	東北	死亡	5-10億円	4,000万円	4,000万円	H28.10	7,000万円	—		
8	45 歳	九州	死亡	2-5億円	4,000万円	現契約なし	H28.5	2,000万円	6,850万円		
9	25 歳	関東甲信越	死亡	20-35億円	4,000万円	★5,000万円	H27.1	4,420万円	6,049万円		
10	14 歳	関東甲信越	死亡	5-10億円	4,000万円	★5,000万円	H26.12	3,676万円	6,026万円		
11	14 歳	関東甲信越	死亡	5-10億円	2,000万円	★5,000万円	H26.12	1,850万円	6,026万円		
12	57 歳	近畿	死亡	100-250億円	3,000万円	3,000万円	H31.1	4,500万円	6,000万円		
13	51 歳	東北	傷病1級	50-65億円	4,000万円	★5,000万円	H29.4	3,000万円	6,000万円		
14	56 歳	関東甲信越	障害1級	10-20億円	1,000万円	★2,000万円	H30.6	2,500万円	6,000万円		
15	36 歳	東北	死亡	50-65億円	1,000万円	1,000万円	H29.7	1,000万円	5,501万円		
16	44 歳	北陸	死亡	20-35億円	2,000万円	2,000万円	H28.2	2,300万円	5,300万円		
17	51 歳	九州	死亡	10-20億円	4,000万円	★5,000万円	H30.10	2,000万円	5,300万円		
18	50 歳	近畿	死亡	50-65億円	1,000万円	1,000万円	H29.11	1,100万円	5,200万円		
19	58 歳	東北	死亡	5-10億円	4,000万円	4,000万円	H31.4	5,000万円	5,000万円		
20	22 歳	東海	死亡	20-35億円	4,000万円	4,000万円	H27.11	4,000万円	5,000万円		
21	56 歳	北陸	死亡	10-20億円	3,000万円	3,000万円	H27.8	3,000万円	5,000万円		
22	24 歳	四国	障害5級	10-20億円	4,000万円	4,000万円	H26.7	2,500万円	5,000万円		
23	51 歳	近畿	障害1級	2-5億円	1,000万円	現契約なし	H27.12	1,620万円	5,000万円		
24	63 歳	関東甲信越	死亡	5-10億円	2,000万円	現契約なし	H29.6	1,000万円	5,000万円		

契約者が関係した事故において被災者に5,000万円以上支払われた事例（30件）
（R1年度～R5年度）

R1～R5年度までの直近5年間に当団が契約者に支払った357件の事案のうち、契約者が負担した最高額はR2年度の1億3,769万円で、**契約者が5,000万円以上負担した事例は8件**あるが、元請と下請の間で**契約者以外が5,000万円以上負担した事例も8件**（そのうち5件は7,000万円で、元請のみならず1次2次下請でも負担）あり、示談金の水準は合計額でも1社の負担額でも、5,000万円台から6,000万円台、さらには7,000万円台からそれ以上へと令和に入ると急伸している。

また、30件中、事故後に保険金区分を見直して増額した契約者が11社、そのうち最高額の5,000万円に増額した契約者が7社ある一方で、現契約なしが7社となっている。

番号	年齢	ブロック	状態	完成工事高	加入 保険金区分	直近契約の 保険金区分	被災者への 支払い時期	契約者 支払額	示談金 合計額	契約者以外の 元下の負担額 (4,000万円以上)	
1	42 歳	四国	障害1級	5-10億円	4,000万円	4,000万円	R2.9	13,769万円	13,769万円		
2	56 歳	関東甲信越	傷病1級	10-20億円	2,000万円	2,000万円	R6.2	11,700万円	—		
3	19 歳	東北	死亡	5-10億円	2,000万円	★ 3,000万円	R4.10	3,000万円	11,154万円	元請	5,154万円
4	60 歳	東北	死亡	10-20億円	3,000万円	★ 5,000万円	R3.4	3,500万円	10,500万円	1次	7,000万円
5	61 歳	北陸	障害1級	2-5億円	2,000万円	2,000万円	R3.10	2,359万円	9,359万円	元請	7,000万円
6	28 歳	東海	死亡	500-億円	1,000万円	1,000万円	R4.7	4,700万円	9,330万円	1次	4,630万円
7	48 歳	関東甲信越	死亡	500-億円	1,000万円	現契約なし	R5.3	2,000万円	9,000万円	元請	7,000万円
8	50 歳	東海	死亡	500-億円	1,000万円	1,000万円	R2.3	4,500万円	9,000万円		
9	55 歳	東海	死亡	500-億円	1,000万円	1,000万円	R6.2	3,000万円	8,500万円	2次	4,000万円
10	32 歳	四国	死亡	20-35億円	2,000万円	2,000万円	R2.5	5,850万円	8,250万円		
11	23 歳	九州	死亡	100-250億円	4,000万円	現契約なし	R3.11	475万円	7,949万円	2次	7,000万円
12	23 歳	九州	死亡	10-20億円	1,000万円	★ 5,000万円	R3.11	475万円	7,949万円	2次	7,000万円
13	35 歳	北海道	死亡	5-10億円	2,000万円	現契約なし	R4.11	1,000万円	7,300万円	1次	6,300万円
14	24 歳	九州	死亡	2-5億円	1,000万円	現契約なし	R2.2	1,000万円	7,222万円		
15	38 歳	東北	死亡	65-80億円	2,000万円	現契約なし	H30.9	1,000万円	7,000万円		
16	61 歳	北海道	死亡	5-10億円	4,000万円	★ 5,000万円	R2.2	500万円	6,000万円	1次	5,500万円
17	66 歳	北海道	傷病1級	10-20億円	4,000万円	4,000万円	R1.12	6,000万円	6,000万円		
18	54 歳	北海道	死亡	35-50億円	2,000万円	現契約なし	R4.3	4,000万円	6,000万円		
19	35 歳	九州	死亡	20-35億円	4,000万円	★ 5,000万円	R2.7	6,000万円	6,000万円		
20	61 歳	北海道	死亡	20-35億円	2,000万円	2,000万円	R2.2	5,500万円	—		
21	33 歳	中国	障害6級	5-10億円	2,000万円	現契約なし	H31.4	1,200万円	5,965万円	元請	4,365万円
22	45 歳	九州	傷病1級	2-5億円	2,000万円	★ 4,000万円	R5.4	1,714万円	5,710万円		
23	40 歳	東北	障害1級	10-20億円	2,000万円	★ 4,000万円	H31.4	2,000万円	5,700万円		
24	44 歳	東北	死亡	5-10億円	1,000万円	1,000万円	R1.10	500万円	5,518万円		
25	22 歳	東海	死亡	5-10億円	3,000万円	★ 5,000万円	R2.7	2,750万円	5,499万円		
26	49 歳	関東甲信越	死亡	10-20億円	4,000万円	★ 5,000万円	R6.2	4,800万円	5,300万円		
27	31 歳	関東甲信越	死亡	100-250億円	3,000万円	3,000万円	R3.9	2,000万円	5,200万円		
28	71 歳	東北	障害3級	50-65億円	4,000万円	★ 5,000万円	R3.8	840万円	5,000万円		
29	38 歳	北陸	死亡	35-50億円	2,000万円	★ 3,000万円	R1.5	5,000万円	5,000万円		
30	48 歳	関東甲信越	死亡	35-50億円	2,000万円	2,000万円	R6.3	5,000万円	—		

ご契約者 各位

保険金区分の新設について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当財団において建設共済保険で過去 10 年間（平成 26 年～令和 5 年）にお支払いした保険金について調査を実施したところ、近年の建設労働者の賃金の上昇や民法改正に伴う逸失利益の高額化などの影響を受け、災害発生時に企業が負担しなければならない金額が年々増加する傾向にあります。

さらに、令和に入ってからでは現行の建設共済保険の最高補償額である 5, 000 万円の保険金区分では企業の負担金額に足りていない事例が頻発している状況にあることを踏まえ、令和 8 年 4 月 1 日より下表の通り保険金区分「7, 000 万円」「6, 000 万円」を新設することといたしました。

一挙に 7, 000 万円まで増額する場合以外に 6, 000 万円や 7, 000 万円を目指して 1, 000 万円ずつ増額していく方法もありますので、その場合は直ちに増額に着手いただけることになります。※別紙「保険金区分を増額する場合の加入例と掛金額」をご参照ください。

今後とも建設共済保険の一層の充実に努めてまいりますので、変わらぬご支援とご愛顧を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

○被災者補償保険金および諸費用補償保険金の合計保険金区分

新設

区分 (被災者補償) (諸費用補償)	7,000 万円 (3,500 万円) (3,500 万円)	6,000 万円 (3,000 万円) (3,000 万円)	5,000 万円 (2,500 万円) (2,500 万円)	4,000 万円 (2,000 万円) (2,000 万円)	3,000 万円 (1,500 万円) (1,500 万円)	2,000 万円 (1,000 万円) (1,000 万円)	1,000 万円 (500 万円) (500 万円)
保険金の種類							
死亡保険金	7,000 万円	6,000 万円	5,000 万円	4,000 万円	3,000 万円	2,000 万円	1,000 万円
障害保険金 1～3 級	(3,500 万円) (3,500 万円)	(3,000 万円) (3,000 万円)	(2,500 万円) (2,500 万円)	(2,000 万円) (2,000 万円)	(1,500 万円) (1,500 万円)	(1,000 万円) (1,000 万円)	(500 万円) (500 万円)
傷病保険金 1～3 級	(3,500 万円) (3,500 万円)	(3,000 万円) (3,000 万円)	(2,500 万円) (2,500 万円)	(2,000 万円) (2,000 万円)	(1,500 万円) (1,500 万円)	(1,000 万円) (1,000 万円)	(500 万円) (500 万円)
障害保険金 4～5 級	5,600 万円 (2,800 万円) (2,800 万円)	4,800 万円 (2,400 万円) (2,400 万円)	4,000 万円 (2,000 万円) (2,000 万円)	3,200 万円 (1,600 万円) (1,600 万円)	2,400 万円 (1,200 万円) (1,200 万円)	1,600 万円 (800 万円) (800 万円)	800 万円 (400 万円) (400 万円)
障害保険金 6～7 級	4,200 万円 (2,100 万円) (2,100 万円)	3,600 万円 (1,800 万円) (1,800 万円)	3,000 万円 (1,500 万円) (1,500 万円)	2,400 万円 (1,200 万円) (1,200 万円)	1,800 万円 (900 万円) (900 万円)	1,200 万円 (600 万円) (600 万円)	600 万円 (300 万円) (300 万円)

○年間完成工事高契約 掛金率表（千分率）

区分 建設工事種類	7,000 万円	6,000 万円	5,000 万円	4,000 万円	3,000 万円	2,000 万円	1,000 万円
土木一式工事（他 3 工事）	2.66	2.28	1.9	1.52	1.14	0.76	0.38
建築一式工事（他 24 工事）	1.015	0.87	0.725	0.58	0.435	0.29	0.145
水力発電施設、隧道等新設事業	6.72	5.76	4.8	3.84	2.88	1.92	0.96

○関連事業契約 掛金率表（百分率）

区分 事業種類	7,000 万円	6,000 万円	5,000 万円	4,000 万円	3,000 万円	2,000 万円	1,000 万円
林業（02）（03）	126	108	90	72	54	36	18
金属、非金属または石炭鉱業（21）など	91	78	65	52	39	26	13
窯業土石製品製造業（49）など	63	54	45	36	27	18	9
その他の各種事業（事務職員等）（94）	49	42	35	28	21	14	7
金属製品製造業（54）など	42	36	30	24	18	12	6
ガラスまたはセメント製造業（48）など	28	24	20	16	12	8	4

○関連事業契約 役員掛金額

区分	7,000 万円	6,000 万円	5,000 万円	4,000 万円	3,000 万円	2,000 万円	1,000 万円
掛金（1 人当たり年額）	50,400 円	43,200 円	36,000 円	28,800 円	21,600 円	14,400 円	7,200 円

保険金区分の増額について

保険金区分を増額する場合、増額開始時期によって 2 通りの手続き方法があります。なお、保険金区分 7,000 万円及び 6,000 万円の取扱いは令和 8 年 4 月以降になりますのでご注意ください。

1. 契約の年度更新の時期に合わせて増額する場合

契約満了日の約 2 ヶ月前に更新申込書をご送付いたしますので、更新申込書に希望する保険金区分等をご記入の上ご返送ください。契約開始日から新たな保険金区分でご加入いただけます。※別紙「保険金区分を増額しませんか」をご参照ください。

2. 契約期間の途中で増額する場合（月割り）

希望される時期から契約満了日までの増額用申込書をご送付いたしますので、必要事項等をご記入の上ご返送ください。増額開始日は当該掛金をお振込みいただいた翌日以降になります。

保険金区分を増額しませんか

平成26年度から令和5年度(10年間)の保険金支払いにおいて、災害発生時に関係請負事業所から被災者1人あたりに支払われた金額は、平均で 2,782万円 となっています。

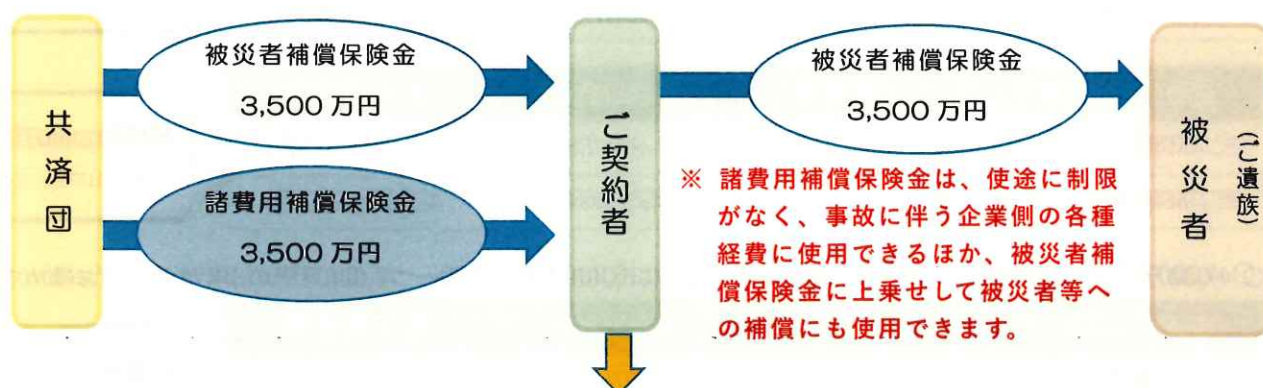
【R1～R5年度(5年間)では3,021万円、H26～H30年度(5年間)では2,568万円】

○建設共済保険の保険金の特長

建設共済保険の保険金は『被災者補償保険金』と『諸費用補償保険金』で構成され、諸費用補償保険金は**被災者等に対する追加的補償(※)**はもちろんのこと、労働災害に基因して保険契約者が負担する諸費用を企業防衛のために最大3,500万円まで補償します。

〔死亡災害発生時の保険金支払いの流れ〕

保険金区分合計7,000万円で加入されている場合



被災者の方への十分な補償を行えるよう、今回の契約更新の機会に保険金区分合計の増額を是非ご検討ください。

令和6年度は契約更新時に504社のご契約者が保険金区分合計を増額されており、うち9割弱の441社が一つ上の保険金区分合計(1,000万円増額)へ引き上げて加入されています。

○保険金区分と掛金額(年額)

※ご加入いただく際の掛金額はご契約者の直前1年間の完成工事高に基づいて算出します。

合計保険金区分 (被災者補償) (諸費用補償)		7,000万円 (3,500万円) (3,500万円)	6,000万円 (3,000万円) (3,000万円)	5,000万円 (2,500万円) (2,500万円)	4,000万円 (2,000万円) (2,000万円)	3,000万円 (1,500万円) (1,500万円)	2,000万円 (1,000万円) (1,000万円)	1,000万円 (500万円) (500万円)
完工高1億円 (無事故割引率 12%)	土木	234,080円	200,640円	167,200円	133,760円	100,320円	66,880円	33,440円
	建築	89,320円	76,560円	63,800円	51,040円	38,280円	25,520円	12,760円

＜お問い合わせ先＞

公益財団法人 建設業福祉共済団

契約管理部

TEL 0120-913-931

◇ 保険金区分を増額する場合の加入例と掛金額

（ 完成工事高は前年と本年を同額として算出しています。
保険金区分7,000万円及び6,000万円区分への増額は令和8年4月以降の契約が対象になります。 ）

○ 保険金区分を一挙に増額すると前年掛金額に比べて本年掛金額は大幅に増加することになります。

前年保険金区分	→	本年保険金区分		掛金額前年比
5,000万円	→	7,000万円	補償額 2,000万円増額	1.4倍
4,000万円	→	7,000万円	補償額 3,000万円増額	1.75倍
3,000万円	→	7,000万円	補償額 4,000万円増額	2.33倍
4,000万円	→	6,000万円	補償額 2,000万円増額	1.5倍
3,000万円	→	6,000万円	補償額 3,000万円増額	2倍

○ 増額されたご契約者の9割弱が1,000万円プラスして増額されていることを考慮すると、
5,000万円のご契約者は、まずは1,000万円プラスの6,000万円、翌年さらに1,000万円プラスの7,000万円と
2年がかりで積み上げていく方法もあります。（契約者割戻金の支払い実績にもご注意ください。）

区分	5,000万円 → 6,000万円	前年掛金額	本年掛金額	
完工高40億円（土木10億円＋建築30億円）		2,156,490円	2,587,788円	補償額1,000万円増額 掛金は1.2倍となります
完工高100億円（土木40億円＋建築60億円）		3,981,740円	4,778,088円	

区分	6,000万円 → 7,000万円	前年掛金額	本年掛金額	
完工高5億円（土木2億円＋建築3億円）		463,756円	541,049円	補償額1,000万円増額 掛金は1.17倍となります
完工高60億円（土木24億円＋建築36億円）		3,878,684円	4,525,131円	

※ ○ 4,000万円のご契約者は、まずは5,000万円、さらに6,000万円、もう一つ7,000万円の3年がかりがお勧めです。

区分	4,000万円 → 5,000万円	前年掛金額	本年掛金額	
完工高6億円（土木3億円＋建築3億円）		407,484円	509,355円	補償額1,000万円増額 掛金は1.25倍となります
完工高85億円（土木25億円＋建築60億円）		2,996,448円	3,745,560円	

○ 3,000万円のご契約者も同様に1,000万円ずつ積み上げていく方法もあります。

区分	3,000万円 → 4,000万円	前年掛金額	本年掛金額	
完工高70億円（土木28億円＋建築42億円）		2,164,193円	2,885,591円	補償額1,000万円増額 掛金は1.33倍となります

※ ○ 2,000万円のご契約者、1,000万円のご契約者も同様です。（保険金区分見直しの良い機会としてご活用ください。）

区分	2,000万円 → 3,000万円	前年掛金額	本年掛金額	
完工高10億円（土木4億円＋建築6億円）		271,696円	407,543円	補償額1,000万円増額 掛金は1.5倍となります

区分	1,000万円 → 2,000万円	前年掛金額	本年掛金額	
完工高2億円（土木1億円＋建築1億円）		40,131円	80,262円	補償額1,000万円増額 掛金は2.0倍となります

◇ 増額後の掛金と割戻金の関係（最近の割戻率：令和6年度28.52%、令和5年度16.46%、令和4年度20.53%）

当財団では保険事業の決算における経常収支の剰余金を3年平均した額を原資として **契約者割戻金**をお支払いし
ており、割戻率に応じて **実質的に掛金の負担が軽減**されます。